

# 岐阜県公報

第二千五百十号  
平成二十六年一月七日  
(火曜日)

## 目次

### 選挙管理委員会告示

|   |           |   |
|---|-----------|---|
| 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数                 | (選挙管理委員会) | 一 |
| 設立届が提出された政治団体の名称等の公表                      | (同)       | 二 |
| 政治団体の異動事項の公表                              | (同)       | 三 |
| 解散届が提出された政治団体の名称等の公表                      | (同)       | 三 |
| 指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表                | (同)       | 四 |
| 公 示                                       | (環境生活政策課) | 四 |
| 特定非営利活動法人の定款変更認証申請                        | (環境生活政策課) | 四 |
| 建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更案の縦覧 | (建築指導課)   | 五 |

### 選挙管理委員会告示

#### 岐阜県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年一月七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 平成25年12月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,676,444人
- 総数の50分の1の数 33,529人
- 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 309,556人
- 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

| 選挙区名  | 総数(人)   | 3分の1の数(人) |
|-------|---------|-----------|
| 岐阜市   | 334,094 | 111,365   |
| 大垣市   | 145,115 | 48,372    |
| 高山市   | 75,943  | 25,315    |
| 多治見市  | 93,228  | 31,076    |
| 関市    | 73,564  | 24,522    |
| 中津川市  | 66,701  | 22,234    |
| 美濃市   | 18,502  | 6,168     |
| 瑞浪市   | 31,852  | 10,618    |
| 羽島市   | 54,331  | 18,111    |
| 恵那市   | 43,936  | 14,646    |
| 美濃加茂市 | 40,438  | 13,480    |
| 土岐市   | 49,338  | 16,446    |
| 各務原市  | 118,071 | 39,357    |
| 可児市   | 92,992  | 30,998    |
| 山県市   | 23,798  | 7,933     |
| 瑞穂市   | 39,877  | 13,293    |

1 政党の支部  
 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 | 公職の種類 |
|---------|--------|----------|------------|-------------------------|-------|
|         |        |          |            |                         |       |

|     |        |        |
|-----|--------|--------|
| 飛騨市 | 21,952 | 7,318  |
| 本巣市 | 42,342 | 14,114 |
| 郡上市 | 37,050 | 12,350 |
| 下呂市 | 29,481 | 9,827  |
| 海津市 | 30,734 | 10,245 |
| 羽島郡 | 36,902 | 12,301 |
| 養老郡 | 25,715 | 8,572  |
| 不破郡 | 29,050 | 9,684  |
| 安八郡 | 19,676 | 6,559  |
| 揖斐郡 | 57,843 | 19,281 |
| 加茂郡 | 43,919 | 14,640 |

岐阜県選挙管理委員会公告第111号  
 政治資金規正法(昭和三十二年法律第百九十四号)第六條第一項の規定により、政治  
 団体設立届が提出されたものとして、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次の  
 ように追加した。

平成二十六年一月十四日

岐阜県選挙管理委員会  
 委員長 大 松 利 幸

|             |        |       |            |       |
|-------------|--------|-------|------------|-------|
| 民主党岐阜県第1総支部 | 小見山 幸治 | 松原 和生 | 岐阜市美江寺町2 3 | 参議院議員 |
|-------------|--------|-------|------------|-------|

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地  |
|-----------------|--------|----------|-------------|
| 電谷光後援会          | 電谷 良子  | 電谷 良子    | 可児市若葉台2 32  |
| だれもが幸せな岐阜市をつくる会 | 石坂 貴弘  | 建部 謙治    | 岐阜市鏡島1723 4 |

岐阜県選挙権者数調査委員会（昭和三十九年）

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり修正する。

平成二十六年一月七日

岐阜県選挙権者数調査委員会  
委員長 大 松 利 幸

| 政治団体の名称                      | 異動事項  | 新       | 旧         |
|------------------------------|-------|---------|-----------|
| 自由民主党岐阜県<br>自民民間国際協力<br>推進支部 | 代表者   | 乙 呷 公 代 | 馬 場 勝 太 郎 |
| 民主党岐阜県第<br>5区総支部             | 代表者   | 小見山 幸治  | 阿知波 吉信    |
| 民主党岐阜県第<br>3区総支部             | 代表者   | 小見山 幸治  | 園 田 康 博   |
|                              | 公職の種類 | 参議院議員   | 衆議院議員     |

| 政治団体の名称           | 会計責任者の氏名       | 宇治 正二        | 磯野 倫夫         |
|-------------------|----------------|--------------|---------------|
| 岐阜県医師連盟<br>各務原市支部 | 名 称            | 岐阜県薬剤師連盟     | 岐阜県薬剤師政治連盟    |
| 岐阜県理学療法士連盟        | 主たる事務所の所在地     | 瑞浪市南小田町1 31  | 恵那市若村町1667 28 |
| 佐藤武彦後援会           | 会計責任者          | 西 部 小百合      | 川 口 雅 靖       |
| 清水おさむを育<br>てる会    | 代表者            | 松 久 武 史      | 細 野 岩 夫       |
| 古田はじめ加納<br>中学校後援会 | 主たる事務所の<br>所在地 | 瑞穂市古橋1687 3  | 瑞穂市古橋1547 1   |
|                   | 代表者            | 鍛冶谷 泰次       | 杉 山 行 生       |
|                   | 会計責任者          | 小木曾 常久       | 中 村 敦 雄       |
|                   | 主たる事務所の<br>所在地 | 羽島市正木町南及3 46 | 本巣市七五三1200 13 |

岐阜県選挙権者数調査委員会（昭和三十九年）

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七十七條第一項の規定により、岐阜県選挙権者数調査委員会（昭和三十九年）第七十七條第一項の規定により、その岐阜県選挙権者数調査委員会が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その岐阜県選挙権者数調査委員会を次のとおり修正する。

12p.06

平成二十六年一月七日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松 利幸

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 解散年月日       | 政党又は政令の支部の場その面の表示 | 当該政党の支部を政党の名称 | 一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示 |
|-----------|--------|----------|-----------------|-------------|-------------------|---------------|-----------------------------|
| 電谷光後援会    | 電谷 良子  | 電谷 良子    | 可児市若葉台2-32      | 平成25年11月5日  |                   |               |                             |
| 政治団体YKZC  | 今津 尚樹  | 荒谷 邦男    | 揖斐郡揖斐川町北方2247-2 | 平成25年11月17日 |                   |               |                             |
| 高富経済クラブ   | 山崎 通   | 山崎 忠     | 山県市高富2125       | 平成25年11月18日 |                   |               |                             |
| 堀口賢一を励ます会 | 窪田 勝文  | 堀口 千穂子   | 揖斐郡揖斐川町谷汲深坂796  | 平成25年11月30日 |                   |               |                             |

岐阜県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年一月七日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松 利幸

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 |
|-----------|-------|-----------|------------|--------|
| 山崎 通      | 山県市長  | 高富経済クラブ   | 山県市高富2125  | 山崎 通   |

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年十二月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人白川郷自然共生フォーラム
- 三 代表者の氏名 渡邊 浩之
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大野郡白川村大字馬狩字幅上二二三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域に密着しつつ国内外のNPO・NGO

〇と協力関係を築き、自然の叡智に敬意を払い、伝統文化に新技術を加味した環境教育を地球と人類の未来のために世に広め、これからの人類のあり方と地球のあり方を探り新たな文化を創造することを目的とする。

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更の縦覧

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしたので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十六年一月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 用途地域の指定のない区域内で定める事項

1 法第五十二条第一項第六号に規定する容積率の限度

2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度

3 法第五十三条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度

4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の高さの限度

5 法別表第三(ロ)欄の五の項に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの限度

二 区域区分の変更を行う町

揖斐川町

三 区域区分の変更を行う土地の区域

計画図書において表示する区域

四 案の縦覧場所

岐阜県都市建築部建築指導課及び揖斐川町産業建設部建設課

五 縦覧期間

平成二十六年一月八日から同年一月二十二日まで

平成二十六年一月七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社